

平成22年

第2回市議会定例会 議案第12号

市立函館高等学校の授業料等徴収条例の一部改正について  
市立函館高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

函館市長 西 尾 正 範

市立函館高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例  
市立函館高等学校の授業料等徴収条例（平成20年函館市条例第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立函館高等学校の入学料等徴収条例

第1条中「授業料，」を削る。

第2条の見出しを「（入学料等の徴収）」に改め，同条中「生徒から授業料を，」を削る。

第3条の見出しを「（入学料等の額）」に改め，同条中「授業料，」を削り，「第8条」を「第6条」に，「授業料等」を「入学料等」に改める。

第4条の見出しを「（入学料等の納期）」に改め，同条中第1項を削り，第2項を第1項とし，第3項を第2項とし，第4項を第3項とする。

第5条および第6条を削り，第7条を第5条とする。

第8条（見出しを含む。）中「授業料等」を「入学料等」に改め，同条を第6条とし，第9条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

入 学 料	入学検定料	証明書交付手数料
5, 6 5 0 円	2, 2 0 0 円	1 通につき 4 0 0 円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成22年3月以前の月分の授業料については、なお従前の例による。

（提案理由）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い規定を整備するため